

令和元年度事業計画

1 基本方針

平成30年度において全国シルバー人材センター事業協会は、平成26年度に策定した「会員100万人達成計画」の分析と評価を踏まえ、平成30年度から平成36年度までの7年間を計画期間として、会員の増加率を平成30年度からの3年間は3.9%、平成33年度からの4年間は5.8%とする「第2次会員100万人達成計画」に基づき、会員増加に取り組むこととし、当該計画の中間期である平成32年度末には、会員80万人を達成するとした。

この計画に基づいて、当センターにおいても会員数目標を平成30年度末500人、31年度末520人、32年度末540人、33年度末572人、34年度末605人、35年度末640人、最終年度の36年度末680人とした。したがって、当該計画の最終年度末においては、平成30年度当初の会員数から200人増加させなければならない高い目標設定である。

平成30年度の事業計画にも記載したが、平成25年4月から施行された改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、特に、65歳未満の会員数が、同法施行前の平成25年3月末と施行5年後の平成30年2月末を比較すると64人の減、総会員数に対する率にして15.29ポイントの減となっている。また、報道によると、政府は未来投資会議などの合同会議で、新たな成長戦略の中間報告を取りまとめ、現行は65歳までとなっている企業の継続雇用年齢に関し「70歳までの就業機会の確保を円滑に進める。」とし、企業や個人の自由度を認めつつ段階的に法制度を整備するとしている。

これらに加え、高齢者の派遣や紹介を事業とする企業、介護や地域問題等の解決を目指すNPO等の会員増加を図る上でのライバルの出現により、今後ますます会員増加の取り組みが難しくなるものと懸念される。

しかしながら、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと培ってきたシルバー人材センターのブランドイメージ、つまり、地域の高齢者が共働・共助し合うことによって、高齢者の就業を通じて福祉の増進を図りながら自主的に

運営する団体であるとともに、地域住民や発注側者からは、親切、丁寧、安心な仕事で営利を目的としない高齢社会を支える団体との優位性のあるイメージをもって、会員増加や就業開拓に取り組まなければならない。幸い、有効求人倍率は、引き続き1.5を超えて堅調であり、これを追い風にした取り組みを進めるため、次のとおり実施計画を策定する。

2 実施計画

(1) 会員の拡大

会員の拡大は、シルバー人材センター発展の根幹に関わるものであること、及び平成31年度の会員数目標520人の達成に向けた新規会員の確保と退会者の抑制に努める。

ア 入会説明会の開催場所や説明内容の見直しを図るとともに、定期的な開催のほか、入会希望者のニーズに沿う随時開催や出張開催を実施する。

イ 入会希望者に対して、説明会から入会承認までの手続きを適正かつ迅速に行うとともに、就業機会の早期提供に努める。

ウ 退会者を抑制するため、未就業会員への適時連絡や就業相談等の会員フォローアップ体制の強化を図る。

エ 新総合事業や福祉・家事援助サービス事業等へ対応できるよう、多くの女性の参加が見込まれるセミナー等を開催し、就業スキルの向上や入会の誘導により女性会員の確保に努める。

オ 入会案内チラシ等の配布は引き続き行うが、口コミによる勧誘効果が大きいと期待されることから、1人1会員入会活動がより実施されやすい環境の整備に努める。

(2) 就業機会の開拓

就業機会の開拓は、会員の拡大と相俟ってシルバー人材センター発展の根幹に関わるものであることから、既存の就業分野の維持・拡大はもとより、空き家管理業務等の新たな分野の開拓や成長が期待される分野の把握に努める。

(3) 安全就業の推進

安全就業は、シルバー事業遂行の基本であり、組織を上げて安全就業の

一層の推進を図り、傷害事故や損害賠償事故の発生防止に努める。

ア 会員自らが身体機能を把握・確認し、健康維持・管理に対する意識を高めるための機会や情報の提供に努める。

イ 始業前安全点検と事故発生時の対処確認について、就業前に励行するよう指導に努める。

ウ 不幸にして事故が発生した場合は、安全就業委員会等による原因の究明と対策を講じるとともに、「事務局だより」等により事故情報の共有を図り、安全意識の徹底と高揚を図る。

(4) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営

公益法人として法令遵守の立場から、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った適正就業に努めるため、適宜、請負事業の内容を検証するとともに、派遣事業へ転換すべきものは早急な転換を図る。

(5) シルバー派遣事業の拡大

高齢化や労働力人口の減少によるさまざまな業種における人手不足分野や保育・介護等の現役世代を支える分野において、その担い手としてシルバー派遣事業による高齢者の活躍が期待されている。「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助」を活用したシルバー派遣事業の拡大に努める。

(6) 研修、講習会

会員、役職員の資質向上を図るための研修、講習会の開催と外部研修等への参加に努める。特に、施設管理等で対人業務に携わる会員には、接遇研修と救急救命講習の年1回以上の受講を義務づける。

さらに、シルバー人材センターを身近に感じてもらい、併せて、会員の拡大につなげるため、高齢者の関心を引く講座、講習会の開催に努めるとともに、これらの周知に努める。

(7) 普及啓発活動

シルバー事業の意義を周知するとともに、高齢者の加入を促進するため、さまざまな普及啓発活動に努める。

ア 普及啓発促進月間（10月）の「シルバーの日」前後に各種ボランティア活動を実施するとともに、その活動情報を新聞、ラジオ等の報道機関に提供する。

イ 草刈等の屋外作業において、作業場所にシルバー人材センターののぼりや看板を設置し、シルバー事業の周知に努める。

ウ 新聞折込広告やチラシのポスティング等のさまざまな方法によりシルバー事業の周知に努める。

エ ホームページを活用して、さまざまなシルバー事業の情報発信に努める。

(8) 組織体制の強化

役職員の意識改革、職員の資質向上を図る。

公益社団法人としてのガバナンスの強化と法令遵守、健全な財政運営を図るため、役職員の意識改革、職員の資質向上、事務局の効率的な運営に努める。